

食品安全委員会第1018回会合議事録

1. 日時 令和8年3月17日（火） 14：00～14：07

2. 場所 第一会議室

3. 議事

(1) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

・農薬 1品目

(消費者庁からの説明)

シアゾファミド

・動物用医薬品 1品目

(消費者庁からの説明)

プラドフロキサシン

(2) その他

4. 出席者

(委員)

祖父江委員長、浅野委員、頭金委員、春日委員、小島委員、杉山委員、松永委員

(説明者)

消費者庁 境残留農薬等基準審査室長

(事務局)

中事務局長、前間事務局次長、藤田総務課長、井本評価第一課長、古田評価第二課長、楠川情報・勸告広報課長、横山農薬評価室長、
澁岡評価情報分析官、蟹江評価調整官

5. 配付資料

資料1-1 食品健康影響評価について<シアゾファミド>

資料1-2 食品健康影響評価について<プラドフロキサシン>

資料1-3 食品安全基本法第24条第1項第1号に基づく食品健康影響評価について

6. 議事内容

○祖父江委員長 ただ今から第1018回「食品安全委員会」会合を開催いたします。

本日は7名の委員が出席です。

また、消費者庁の境残留農薬等基準審査室長に御出席をいただいております。

それでは、お手元にごさいます「食品安全委員会（第1018回会合）議事次第」に従いまして、本日の議事を進めたいと思います。

まず、資料の確認を事務局からお願いします。

○藤田総務課長 事務局でございます。本日の資料は3点でございます。

資料1-1が農薬1品目「シアゾファミド」に係る消費者庁からの諮問書「食品健康影響評価について」、資料1-2が動物用医薬品1品目「プラドフロキサシン」に係る食品健康影響評価の諮問書「食品健康影響評価について」、資料1-3がこれらに係る消費者庁からの説明資料「食品安全基本法第24条第1項第1号に基づく食品健康影響評価について」。

以上でございます。不足等ございませんでしょうか。

○祖父江委員長 続きまして、議事に入る前に、「食品安全委員会における調査審議方法等について」に基づく事務局における確認の結果を報告してください。

○藤田総務課長 事務局におきまして、委員の皆様にご提出いただきました確認書及び現時点での今回の議事に係る追加の該当事項の有無を確認しましたところ、本日の議事について、委員会決定に規定する事項に該当する委員はいらっしゃいませんでした。

○祖父江委員長 確認書の記載事項に変更はなく、ただ今の事務局からの報告のとおりでよろしいでしょうか。

（首肯する委員あり）

（1）食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について
--

○祖父江委員長 それでは、議事に入ります。

「食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について」です。

資料1-1及び資料1-2にありますとおり、内閣総理大臣から3月11日付で農薬1品目、動物用医薬品1品目について、それぞれ食品健康影響評価の要請がありました。

それでは、消費者庁の境残留農薬等基準審査室長から説明をお願いいたします。

○境残留農薬等基準審査室長 消費者庁食品衛生基準審査課残留農薬等基準審査室長の境と申します。

それでは、資料1に基づきまして、御説明させていただきます。

資料1-3をおめくりいただきまして、別添1と書かれたページを御覧ください。

1品目めでございます。「シアゾファミド」でございます。本件は、農林水産省から農薬取締法に基づく適用拡大申請による残留基準設定の要請がなされていることから、改めて食品健康影響評価をお願いするものでございます。

用途は殺菌剤でございます。

日本におきましては、ぶどう、小麦等に農薬登録がなされておりまして、今回、パセリへの適用拡大申請がなされております。

国際機関、海外での状況ですが、JMPRでは毒性評価はなされており、国際基準はなし、ぶどう等に設定されております。諸外国におきましては、米国でにんじん、うり類等、欧州でぶどう、たまねぎ等に基準値が設定されております。

食品安全委員会では、これまで11回評価をいただいております。ADIは0.17 mg/kg 体重/日、ARFDは設定の必要なしとされております。

続きまして、2品目めでございます。動物用医薬品「プラドフロキサシン」でございます。本件は、インポートトレランスによる残留基準の設定要請がなされていることから、食品健康影響評価をお願いするものでございます。

用途は合成抗菌剤です。

日本におきましては、動物用医薬品として犬、猫を対象に承認されております。

国際機関、海外の状況でございますが、JECFAにおきまして毒性評価はなされておらず、国際基準は設定されておられません。諸外国におきましては、米国で牛、豚に基準値が設定されております。今回、牛、豚へのインポートトレランス申請がなされております。

食品安全委員会の評価は今回が初回となります。

最後になりますが、今回改めて評価をお願いするシアゾファミドにつきまして、別添2といたしまして、前回の評価時点からの追加データの状況を列記してございます。

説明は以上となります。よろしく願いいたします。

○祖父江委員長 ただ今の説明の内容について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

それではまず、農薬「シアゾファミド」については、食品安全委員会が既に食品健康影響評価の結果を有しておりますので、平成21年10月8日付の委員会決定「食品安全委員会が既に食品健康影響評価の結果を有している評価対象について、食品安全基本法第24条の規定に基づき意見を求められた場合の取扱いについて」の適用を受けるものと認められます。本品目については、今回の諮問に当たり、試験成績等が追加提出されております。同委員会決定の1の(2)の規定により、先ほどの消費者庁からの説明及び今回追加で提出

された資料に基づき、既存の評価結果に影響が及ぶかどうかについて検討を行いますので、担当の浅野委員から説明をお願いいたします。

○浅野委員 それでは、御説明申し上げます。

農薬「シアゾファミド」につきましては、植物代謝試験等が追加されていることから、現時点で既存の評価結果に影響を及ぼす可能性があるかと認められます。

以上です。

○祖父江委員長 ただ今の委員からの説明によれば、現時点で既存の評価結果に影響を及ぼす可能性があるとのことですので、農薬に関する専門調査会において審議するということがよろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○祖父江委員長 それでは、農薬「シアゾファミド」については、農薬第三専門調査会において、動物用医薬品「プラドフロキサシン」については、肥料・飼料等専門調査会において審議することといたします。

境室長、どうもありがとうございました。

(2) その他

○祖父江委員長 ほかに議事はありますか。

○藤田総務課長 特にございません。

○祖父江委員長 これで本日の委員会の議事は全て終了しました。

次回の委員会会合は、来週、3月24日火曜日14時から開催を予定しております。

また、18日水曜日9時半から「動物用医薬品専門調査会」が、18日水曜日15時から「かび毒・自然毒等専門調査会」が、19日木曜日10時から「ビスフェノールAワーキンググループ」が、来週、23日月曜日14時から「食事由来の化学物質のばく露評価ワーキンググループ」が、それぞれ開催される予定となっております。

以上をもちまして、第1018回「食品安全委員会」会合を閉会いたします。

どうもありがとうございました。